

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要領

(通則)

第1条 松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱及び千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金取扱要領によるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 本補助金に係る事務において、「申請日」とは交付申請書類の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他要綱及び本要領で定められた形式上の要件に適合し、当該書類が環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室に到達した日とする。

2 本補助金に係る事務において、「工事着工日」とは設備等の設置に係る工事が開始した日とする。

3 本補助金に係る事務において、「工事完了日」とは設備等の設置に係る工事が終了した日とする。ただし、申請者自らが居住の用に供するために新築する住宅と併せて未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備を設置する場合にあっては、工事完了日を当該住宅の引渡しを受けた日とする。

4 前2項の規定に関わらず、申請者自らが居住の用に供するために未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅を取得する場合にあっては、工事着工日及び工事完了日を当該住宅の引渡しを受けた日とする。

(補助対象者)

第3条 要綱別表4における「年度内」とは、設備等の設置に係る工事着工日及び工事完了日が当該年度の4月1日から申請日までの期間内に収まっていることをいう。

(交付申請受付)

第4条 交付申請は、要綱第6条に定める期日まで受け付けることとするが、次の各号に該当する場合には、これを受け付けることができない。

- (1) 要綱第6条に掲げる交付申請書兼請求書の記載漏れ、別表7及び別表8に掲げる書類に不備がある場合
- (2) 補助金が予算額に達し、交付できないと見込まれる場合

(交付申請の方法)

第5条 要綱第6条に掲げる交付申請書類の申請方法は、環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室への持込、郵送、電子申請によるものとし、支所等での受付は行わないものとする。

(必要書類)

第6条 要綱別表7に掲げる書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 別表7(4)に掲げる書類は、住民登録の確認について市長が確認することに同意することで省略することができる。また、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）に基づく避難場所を証明する書類の写しがある場合はこれをもって替えることができる。
- (2) 別表7(5)に掲げる書類は、市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに同意することで省略することができる。

(3) 別表 7(7)に掲げる書類は、次のとおりとする。

ア 家庭用燃料電池システム（エネファーム）にあつては、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けていることがわかる書類

イ 定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていることがわかる書類

ウ 窓の断熱改修にあつては、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されていることがわかる書類

エ 電動バイク等、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、V 2 H 充放電設備及び集合住宅用充電設備にあつては、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることがわかる書類

(4) 別表 7(8)に掲げる書類において、次に掲げる事項が確認できない場合は、その事実が確認できる書類を併せて提出するものとする。

ア 補助対象設備の設置等に係る経費、型式及び設置数

イ 補助対象設備の設置等の工事着工日及び工事完了日

(5) 別表 7(10)に掲げる書類は、契約又は注文書（以下「契約書等」という。）に記載された当該補助対象設備等に係る契約等名称が但し書きに記載されている領収書等の写しとする。ただし、領収書等の発行がない場合は、契約等請負事業者が作成した契約等の請負代金を領収したことを証明する書類をもって代えることができるものとする。

2 要綱別表 8 に掲げる書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写しは、当該補助対象設備等の形状及び規格等が確認できるものとする。ただし、窓の断熱改修にあつては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えないものとし、集合住宅共用部の LED 照明にあつては、併せて環

境物品等の調達に関する基本方針（グリーン購入法基本方針）の判断基準を満たしていることが確認できるものとする。

(2) 補助対象設備の設置図面は、次のとおりとする。

ア 窓の断熱改修にあっては、階数、玄関、方角、部屋の名称（Ｌ、Ｄ、Ｋ、洗面所、浴槽等）等を明示し、改修箇所、撮影角度、窓の大きさや型式がわかることとする。

イ 集合住宅共用部のＬＥＤ照明にあっては、集合住宅の形と階数、設備の設置位置がわかることとする。

(3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真は、住宅に設置された補助対象設備の全体及び銘板が撮影された写真とする。ただし、電動バイク等、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車にあっては、保管場所において補助対象車両の全体とナンバープレートを含めて撮影した写真とする。

(4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写しは、当該導入設備等を製造したメーカーが発行した保証書、出荷証明書又は出荷日等が記載された納品書等の写しとする。

(5) 補助対象設備を設置又は購入する住宅が別表２「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)、「電気自動車」の(2)及び「プラグインハイブリッド自動車」(2)に掲げる要件を満たすことを証する書類は、住宅用太陽光発電設備で発電した電気の売電明細、接続契約のご案内又は当該設備の保証書等の写しとする。

(6) 補助対象設備を設置する住宅が別表２「窓の断熱改修」の(1)、「宅配ボックス」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類は、検査年月日が記載された検査済証、固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）、当該年度における固定資産税の納税通知書、登記事項証明書（建物）又は住宅の工事完了引渡し証明書等の写しとする。ただし、登記事項証明書（建物）については、登記の日から工事着工日までに概ね１年以上

の期間が経過していることとする。

- (7) 補助対象設備を導入する住宅が別表2「電気自動車」の(3)及び「プラグインハイブリッド自動車」の(3)に掲げる要件を満たすことを証する書類は、次のとおりとする。

ア 住宅用太陽光発電設備で発電した電気の売電明細の写し、接続契約のご案内の写し又は保証書の写し等

イ V2Hの保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真及び当該V2Hの形状及び規格等が確認できるカタログ又は仕様書の写し

ウ 給電設備の保証書の写し又は給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真

- (8) 補助対象設備を導入する住宅が別表2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類は、次のとおりとする。

ア 住宅用太陽光発電設備で発電した電気の売電明細の写し、接続契約のご案内の写し又は保証書の写し等

イ 自動車検査証記録事項の写し

- (9) 既存のマンション等であることを証する書類において、建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる場合は、建物に係る登記簿謄本を当該書類として取り扱うこととする。

- (10) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写しは、オンライン申請システムにて入力した申請情報（申請ポータル画面のスクリーンショット等）及びアップロードした書類の写しとする。ただし、設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図については不要とする。

- (11) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る実績報告書類一式の写しは、オンライン申請システムにて入力した実績報告情報（申請ポータル画面のスクリーンショット等）及びアップロードした書類の写しとする。

- (12) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真において、案内板の内寸は写真から概ね400mm×400mm以上となっていることとする。
- (13) 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写しは、別表の例示項目を参照とする。
- (14) マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写しは、住民の合意形成の可否については要件としない。

(交付請求)

第7条 第6条に掲げる請求書に記載する口座名義は、申請者(補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者)のものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に設置した補助対象設備に係る補助金の交付から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１８日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第7条第2項第13号）例示項目

資料名	例示項目
設置場所見取図	・ 設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・ 施設全体の敷地形状、充電スペース場所 ・ 公道から充電設備設置場所への入口 【住民以外も利用可能な場合】 ・ 充電設備設置場所に面する公道名 ・ 案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）
平面図	・ 設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・ 充電スペース場所、幅、奥行き寸法および充電スペースと充電設備の位置関係の寸法等の記載があるもの。 ・ 追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置 ・ 充電設備を設置する基礎の寸法等
配線ルート図	・ 設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・ 充電スペース場所、充電設備設置場所、電源元から充電設備本体までのルート、電源線の種類を区画や各々の直線ごとに長さの記載、配線方法等 ・ 立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載 ・ 電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置、位置関係が確認できる寸法等
電気系統図	・ 充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式 ・ 配電方法の種類 ・ 受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示 ・ ブレーカーの仕様、容量 ・ ブレーカーから充電設備までの配線 ・ 配線の種類 ・ 接地配線、接地種別アース線 ・ 幹線の種類、ブレーカーの仕様および容量 ・ 課金機など別体装置等がある場合の通信線 ・ 電灯の設置がある場合の配線の種類

	・電灯のタイマースイッチ等を設置する場合の設置箇所
住民の費用負担のシミュレーション	・充電設備の導入に係る導入費（設備費・工事費）の内訳 ・充電設備の維持管理費の内訳 ・充電設備の導入費・維持管理費についての住民の費用負担 (充電設備を利用する世帯と利用しない世帯の費用負担について) ・充電設備を利用する際の料金設定
その他	・充電設備の利用方法（利用可能な時間帯、一般への開放の有無等） ・充電設備を利用する際の料金設定 ・マンション管理組合の総会での説明資料・シナリオ